



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～ 増え続ける `劇場型の投資詐欺、～

【事例】

ミャンマーの通貨「チャット紙幣」の購入を勧誘された。購入すれば数倍額もうかると言われ、しつこさに根負けして、総額450万円のうち200万円を送金した。

翌日、新聞で詐欺だと分かり、警察に被害届を出して対処してもらったが返金には至らなかった。

【ひとことアドバイス】

- ◇劇場型の投資詐欺です。
- ◇電話での勧誘ということもあり、被害者の手元に残る書類はなく、業者の連絡先をつきとめて電話をかけても繋がりませんでした。
- ◇最近では手口が悪質・巧妙化しています。複数の業者が登場し「権利を譲ってほしい」「名義を借りたい」「謝礼は数倍額支払う」と言葉巧みに勧誘してきます。
- ◇あなただけがもうかる話はありません。きっぱりと断りましょう。

こんなとき、どうする？



相談は
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)

Tel. 0796・36・1941 (直通)

たじま消費者ホットライン

Tel. 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!